

**障害者雇用・就労推進
連携プログラム 2011**

視点1 地域で生涯にわたって安心して働ける

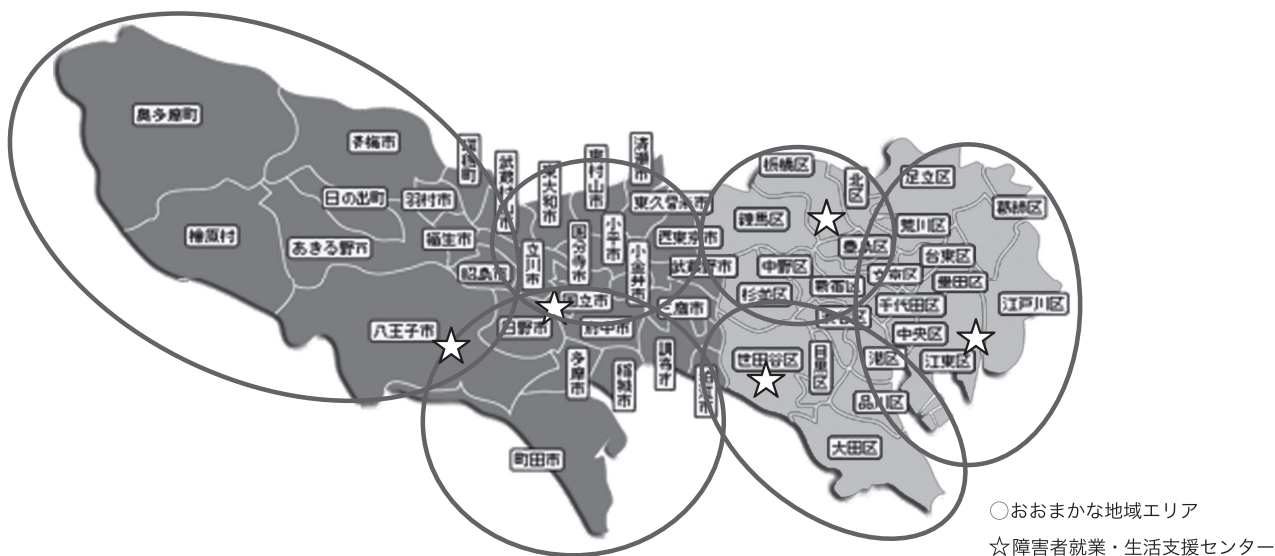
行動1 地域の就労支援ネットワークを構築します。

都内全域を6ブロック（城北、城東、城南、多摩北部、多摩南部、多摩西部）に分け、就労支援機関のネットワークを構築、強化します。

障害者就業・生活支援センター（※1）は、各ブロックごとに1か所設置し、すべての区市町村で区市町村障害者就労支援センター（※2）を実施します。

障害者就業・生活支援センターがコーディネート機関となり、ハローワーク、区市町村障害者就労支援センター、特別支援学校、地元の商工機関等が連携し、障害者一人ひとりの就労を支援していきます。

<ブロック地図>



※1 障害者就業・生活支援センター

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」と言います。）に基づき、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っています。

※2 区市町村障害者就労支援センター

障害者の就職を支援するとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供しています。

（東京労働局、ハローワーク、就労支援機関、東京障害者職業センター、東京都、東京都教育委員会）

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 取組と事業目標	担 当
1-1 就労支援ネットワーク強化・充実事業 就労支援ネットワークに必要な各種会議や研修会開催等の費用を助成し、就労支援ネットワークの構築を推進する。 【補助単価】 1圏域1,000千円(年間) 【対象】 6ブロック	21年度 新規事業	6ブロック6団体で実施 (1ブロック当たり平均140人参加) ・当事者、企業、行政、医療、支援機関協同の支援の報告会 ・各種研修会(支援技法等) ・各種学習会(病気について等) ・連続講座(企業が求める支援者の役割等)	5ブロック5団体で実施(1ブロック当たり平均168人参加) ・当事者、企業、行政、医療、支援機関協同の支援の報告会 ・各種研修会(就労支援技法等) ・各種学習会(社会保障について等) ・連続講座(発達障害者支援等)	障害者就業・生活支援センターがコーディネート機関となり、ハローワーク、区市町村障害者就労支援センター、特別支援学校、就労移行事業者等の連携を図る。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 障害者就業・生活支援センター他
1-2 職業リハビリテーション推進フォーラムの実施(拡充) 福祉、医療・保健等の機関や企業等の担当者が一堂に会し、職業リハビリテーションに関する情報提供や意見交換を行うフォーラムを開催する。 【規模】 30名 1回 250名 1回	160名規模 1回 (東京都中部総合精神保健福祉センターと合同開催)	200名規模：1回 テーマ「うつ病者の職場復帰支援」(東京都中部総合精神保健福祉センターと合同開催) 25名規模：1回 テーマ 「発達障害者の就労支援」	200名規模：1回 テーマ「うつ病者の職場復帰支援」(東京都中部総合精神保健福祉センターと合同開催) 15名規模：2回 テーマ 「発達障害者の就労支援」	職場復帰関連：フォーラム1回開催 発達障害関連：発達障害者支援を実施する関係機関との連絡会議においてセミナー(30名規模2回)を開催する。	【事業所管】 東京障害者職業センター

【補足】 以下、「行動宣言」制定時から一部変更しています。

- 障害者就労・生活支援センター
平成23年7月に6か所目を設置(所在地 福生市)

行動 2

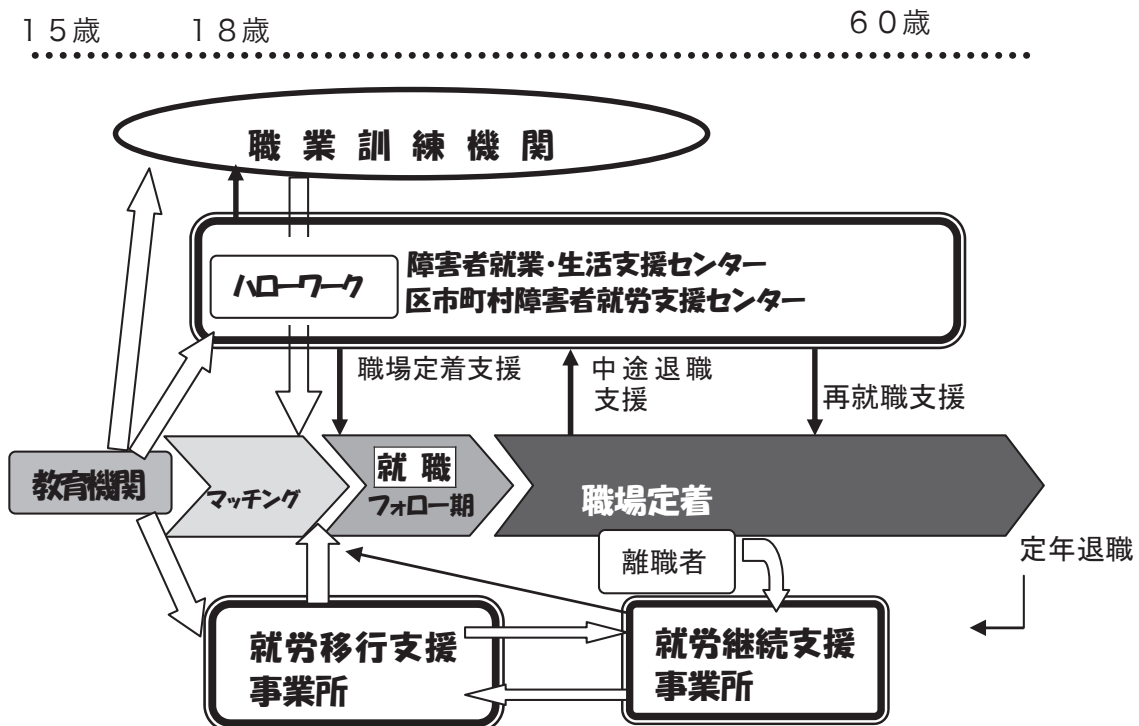
障害者のライフステージを通じた就労を支援します。

障害者就業・生活支援センターや区市町村障害者就労支援センターなどの地域の就労支援機関は、障害者の就職への支援はもとより、就職後も定期的な職場訪問などにより職場定着支援や働く障害者に対する生活支援をしています。中途障害者や中途退職した障害者の再就職についても同様の支援をしています。

また、今後、「福祉から企業へ」だけでなく、障害者が定年等で企業を退職した後の福祉施設への移行など、「企業から福祉へ」も円滑に移行できるように支援をしていきます。

このようにして、障害者本人や家族が安心して企業就労にチャレンジし、企業も安心して雇用に踏み切ることができるよう、地域の就労支援機関が、障害者のライフステージを通じて継続的に支援していきます。

<ライフステージを通じた支援>



(東京労働局、ハローワーク、就労支援機関、東京障害者職業センター、福祉施設、東京都)

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 取組と事業目標	担 当
2-1 区市町村障害者就労支援事業の充実 (拡充) 職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する。これを拡充し、身近な地域での相談・支援体制を強化する。 【補助単価】 1所常勤1人当たり 6,774千円 非常勤1人当たり 1,929千円 (都1/2 区市町村1/2補助)	43区市で整備 (22区・21市) *杉並区は障害者雇用支援センター (国事業)	新たに2市で実施 45区市で整備 (22区・23市) *杉並区は障害者雇用支援センター (国事業)	新たに2市で実施 47区市で整備 (22区・25市) *杉並区は障害者雇用支援センター (国事業)	身近な地域における就労支援の相談・支援体制の整備のため、平成23年度までに全区市町村で実施する。 新たに1町で事業を開始予定	【事業所管】 東京都 【実施主体】 区市町村障害者就労支援センター
2-2 障害者就業・生活支援センター事業の拡充 (拡充) 障害者雇用促進法に基づき、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っている。 【補助単価】 1所 17,736千円 (雇用安定等 (国委託)・生活支援 (都委託))	5センター整備 (区部3、市部2)	6か所目の設置に向けて東京労働局・産業労働局・福祉保健局で継続して検討	6ヶ所目の設置に向けて調査・検討し、残る1センターを選定	6ヶ所目のセンターを指定	【事業所管】 東京労働局及び東京都 【実施主体】 障害者就業・生活支援センター
2-3 障害者一般就労・職場定着促進支援事業 ①就労移行支援事業者による社会適応等に関する講座企画・開催 ②フォロー事業として一般就労した者を対象に勉強会・自主交流会の企画 ③雇用検討企業の職務分析の実施 【補助単価】 5回以上開催につき1回当たり20千円を助成	21年度 新規事業	4事業所で実施 ①就労ガイダンスの実施 (講師: 企業・大学教授・就職した当事者) ②一般就労した者を対象とした勉強会・自主交流会 (職場での状況の報告、悩みについて対策検討・話し合い等) ③雇用検討企業への職務分析 (就労支援員が企業担当者を情報交換し、環境整備・職務行程・タイムスケジュールについて企業と共に検討) 補助金額 957千円	5事業所で実施 ①就労ガイダンスの実施 (講師: 企業・大学教授・就職した当事者) ②一般就労した者を対象とした勉強会・自主交流会 (職場での状況の報告、悩みについて対策検討・話し合い等) ③雇用検討企業への職務分析 (就労支援員が企業担当者を情報交換し、環境整備・職務行程・タイムスケジュールについて企業と共に検討) 補助金額 447千円	障害者が一般就労へ移行した後、就業生活を支援するとともに、企業への職務の提案など職場定着できるよう、さらなる支援を実施する。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 ①②③就労移行支援事業者 ③就労継続支援事業者 (A型・B型)
2-4 離職・再チャレンジ支援助成事業 ①離職の危機を迎えているものへの対応 ②やむを得ず離職したものへの就労・訓練の機会の提供 【補助単価】 1人当たり40千円 (支援開始後1月のみ助成)	21年度 新規事業	8事業所で実施 ①本人と企業と調整の上、円滑な職場定着、あるいはそれに関連する支援を実施 ②障害者就業・生活支援センター、区市町村障害者就労支援事業及びハローワーク等との連携を図り実施 ③本人の意向を踏まえた上で、再就職に向けた支援を実施 補助金額 1,920千円	9事業所で実施 ①本人と企業と調整の上、円滑な職場定着、あるいはそれに関連する支援を実施 ②障害者就業・生活支援センター、区市町村障害者就労支援事業及びハローワーク等との連携を図り実施 ③本人の意向を踏まえた上で、再就職に向けた支援を実施 補助金額 2,080千円	離職の危機に際して、意欲を失う前に必要な支援を提供するとともに、やむを得ず離職した場合でも再度、一般就労への移行を支援する。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 就労移行支援事業者 就労継続支援事業者 (A型・B型) 旧法授産施設
2-5 障害者支援施設等における若年障害者雇用促進事業 (新規) 若年障害者を障害者施設が利用者処遇や事務・施設内清掃業務に雇用した場合、受入に係る経費の一部を補助 【補助単価】 1事業所当たり3,000千円		23年度 新規事業	23年度 新規事業	若年障害者の福祉施設の就職を支援する。 10事業所で実施	【事業所管】 東京都

視点2 職業に向けた準備へのバックアップ

行動3 職業的自立を支援する職業教育を充実します。

都立特別支援学校においては、高等部生徒の自立と社会参加を目指し、これまで、民間企業等からの技術講師の導入などにより、実践的な職業教育の習得を図り、近年では卒業生の約3割が一般就労しています。

今後は、小学部からのキャリア教育の充実に努めるとともに、障害の状態に応じた就業体験の機会の確保や実習先・雇用先の開拓を進める新たなシステムを構築するなど、職業的自立を支援する職業教育を充実します。

知的障害が軽い生徒全員の企業就労をめざす 新しいタイプの特別支援学校高等部職業学科の設置

永福学園	平成 19 年度開校
青峰学園	平成 21 年度開校（予定）
南多摩地区学園養護学校（仮称）	平成 22 年度開校（予定）
板橋学園特別支援学校（仮称）	平成 25 年度開校（予定）
東部地区学園特別支援学校（仮称）	平成 27 年度開校（予定）

（東京都教育委員会）

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 取組と事業目標	担 当
3-1 民間を活用した企業開拓 （拡充） 民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先を開拓及び確保する仕組みを構築する。	開拓企業数・実習受入可能企業数 延675社	開拓企業数・実習受入可能企業数 延697社	開拓企業数・実習受入可能企業数 延350社 企業関係者の活用(就労支援アドバイザー) 20人	平成22年度に引き続き、現場実習先及び雇用先の開拓等に関する情報収集・提供を行う。 今年度から委託内容を改め、実習等の受入可能な企業情報を報告させることとした。	【事業所管】 東京都教育委員会 【実施主体】 特別支援学校
3-2 知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置 職業的自立に向けた専門的な教育を行うことを目的として、インターンシップの導入や民間企業等からの技術講師の導入などにより実践的な職業技術の習得を図り、生徒全員の一般就労を目指す新しいタイプの高等部を設置する。	永福学園 (平成19年4月開校) 青峰学園 (平成21年4月開校)	南大沢学園 (平成22年4月開校) 永福学園卒業生 就労 約96% その他(進学等) 約4%	永福学園卒業生 就労 約88% その他(進学等) 約12%	板橋学園(仮称) (平成25年4月開校予定) 東部地区学園(仮称) (平成27年4月開校予定)	【事業所管】 東京都教育委員会 【実施主体】 特別支援学校

【補足】 以下、「行動宣言」制定時から一部変更しています。

知的障害が軽い生徒全員の企業就労をめざす
 新しいタイプの特別支援学校高等部職業学科の設置

青峰学園 平成21年度開校(予定) → 青峰学園 平成21年度開校
 南多摩地区学園養護学校(仮称) → 南大沢学園 平成22年度開校

行動 4

障害者ニーズ・企業ニーズに応じた職業訓練を実施します。

障害者の雇用をさらに促進するため、障害者のニーズ、企業のニーズに対応した職業訓練を実施していきます。

○東京障害者職業能力開発校での訓練の充実

身体障害者を対象として、CADオペレータ、ビジネス経理、医療総合事務、編集デザインなどの訓練を実施しています。また、知的障害者を対象として、実務作業の訓練を実施しています。そして、平成20年度、試行的にオフィスワーク科に精神障害者の訓練枠を新たに設定しました。

○都立職業能力開発センター（一般校）での訓練の充実

城東職業能力開発センター足立校において、知的障害者を対象とする実務作業の科目を設置しました。

○東京しごと財団心身障害者職能開発センター

身体障害者を対象として、CADオペレータ、OAスキル、一般事務などの訓練を実施し、知的障害者を対象として、作業適応訓練を実施しています。

そして、平成20年度、試行的に高次脳機能障害者の訓練枠を設定しました。

今後とも、アンケート調査等を活用しつつ、障害者及び企業のニーズに応じた科目開発、訓練内容の見直し等を進め、訓練の充実を図っていきます。

（東京都、東京しごと財団）

事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 取組と事業目標	担 当
4-1 東京障害者職業能力開発校における訓練の推進 各種系(情報、ビジネス、医療・福祉事務、グラフィックメディア、機械・図面、ものづくり、短期ビジネス、OA実務、実務作業)	訓練規模 255名	訓練規模 255名 身体障害者を対象として、左記の様々な訓練(実務作業を除く)を、また、知的障害者を対象として、実務作業の訓練を実施する。	訓練実績 255名 身体障害者を対象として、左記の様々な訓練(実務作業を除く)を、また、知的障害者を対象として、実務作業の訓練を実施する。 なお、アパレル系科目は廃止し、実務作業系科目の定員を10名増とし40名とするともに、精神障害者の入校枠を新たに10名設定した。	訓練規模 255名 身体障害者を対象として、左記の様々な訓練(実務作業を除く)を、また、知的障害者を対象として、実務作業の訓練を実施する。(規模変更なし)	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京障害者職業能力開発校
4-2 一般校における障害者職業能力開発訓練の推進 知的障害者向け科目の一般展開(実務作業科)	城東職業能力開発センター足立校 10名 〇 拡充	城東職業能力開発センター足立校 10名 城南職業能力開発センター 20名	城東職業能力開発センター足立校 10名 城南職業能力開発センター 20名	城東職業能力開発センター足立校 10名 城南職業能力開発センター 20名 中央・城北職業能力開発センター板橋校 20名	【事業所管】 東京都 【実施主体】 都立職業能力開発センター

【補足】 以下、「行動宣言」制定時から一部変更しています。

○東京しごと財団心身障害者職能開発センター

平成21年度末に東京しごと財団心身障害者職能開発センターにおける施設内訓練事業終了

なお、高次脳機能障害者を対象としたパイロット訓練については、東京障害者職業能力開発校にノウハウを移転しています。

行動 5

企業等での訓練・実習の場を 拡充します。

企業等での実習は、多数の企業等の協力により、特別支援学校や各機関での職業教育において、大きな成果を収めています。今後、福祉施設からの移行が進むにつれて、企業等での実習のニーズが急速に高まることが予想され、企業にとってはさらに実習が受入れやすく、また、障害者にとってはさらに参加しやすい仕組みにしていきます。

また、東京しごと財団、東京都教育委員会、特別支援学校、経営者団体等により、実習協力企業の開拓をさらに推進します。

あわせて、障害者委託訓練では、企業をはじめ社会福祉法人、NPO法人等の多様な委託先で職業訓練を行います。精神障害者、発達障害者を含めて、750人の訓練を実施しています。今後とも、ハローワークとの連携や企業OB等のコーディネーターの活用などを進め、多様な委託先を開拓して、訓練の充実を図っていきます。

さらに、東京しごと財団による、企業実習への支援を充実していくとともに、就労支援機関、特別支援学校等による企業開拓に関する情報の一元化を検討していきます。

(ハローワーク、東京都、東京しごと財団、東京都教育委員会)



事業名・事業内容	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 取組と事業目標	担 当
5-1 障害者職場実習ステップアップモデル事業 企業15社で障害者2名ずつ3日間程度の実習を企画し、報告書をまとめ、発表会を実施する。	21年度 新規事業	企業18社、障害者31名(福祉施設12か所の利用者)で実施(うち企業12社は障害者雇用は未経験) 発表会参加人数 150名 実施報告書の作成・配布	企業18社(ショッピングモール、福祉施設等)、障害者31名(福祉施設12か所の利用者)で実施(うち企業12社は障害者雇用は未経験) 発表会参加人数 109名 実施報告書・企業向けPR冊子の作成・配布	福祉施設の利用者が企業で働くことを体験し、また、障害者雇用を未経験の企業が雇用に向けて職場・職域の開拓を体験するために、企業への短期の「モデル実習」をコーディネートし、障害者の雇用・就労につなげる。	【事業所管】 東京都
5-2 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充 身体、知的、精神障害者等で、公共職業安定所長の受講の推薦を受けた方を対象とし、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等に委託して訓練を行う。	750名	企業をはじめ、社会福祉法人、NPO法人等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、800名の訓練を実施	企業をはじめ、社会福祉法人、NPO法人等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、平成21年度800人から拡大し、850名の訓練を実施した。	企業をはじめ、社会福祉法人、NPO法人等の多様な委託先で、精神障害者、発達障害者を含めて、平成22年度と同様に訓練を実施する。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 東京しごと財団
5-3 職場実習・職場見学促進事業 職場実習を受け入れる企業が、受け入れのために企業内の設備の更新等を実施した場合、就労移行支援事業者及び就労継続支援事業者(A型・B型)が、企業見学を実施した場合に助成。 【補助単価】 設備整備 5,000千円 見学補助 20千円	21年度 新規事業	実習設備整備 2件 補助金額 4,984千円 (特例子会社1件及び財団法人1件) 企業見学補助 4件 補助金額 153千円	実習設備整備 2件 補助金額 9,597千円 (株式会社1件及び有限会社1件) 企業見学補助 2件 補助金額 72千円	職場実習は、作業能率の向上や現場感覚の習得など、一般就労への移行に有効であり、受け入れ先の確保を促進し、推進していく。	【事業所管】 東京都 【実施主体】 就労移行支援事業者 就労継続支援事業者(A型・B型)
5-4 離職障害者職場実習事業 法定雇用率未達成中小企業15社で離職障害者2名ずつ3日間程度の実習を企画し、報告書をまとめ、発表会を実施する。		22年度 新規事業	企業28社(商店会、福祉施設等中小企業)、障害者30名(福祉施設20か所の利用者)で実施 発表会参加人数 123名 実施報告書・企業向けPR冊子の作成・配布	離職した障害者が、法定雇用率未達成の中小企業で短期間の実習等を行うことにより、障害者の就労を支援するとともに、中小企業における障害者の雇用への取り組みを進める。	【事業所管】 東京都